

大野極楽寺公園ほか 2 公園管理運営業務仕様書

2025 年 7 月 一宮市まちづくり部公園緑地課

目 次

1 管理運営の方針	P.3
（1）基本方針	P.3
（2）大野極楽寺公園管理の方針	P.3
（3）光明寺公園管理の方針	P.3
（4）木曽川沿川緑地管理の方針	P.4
2 管理の区域	P.4
3 管理の基準	P.4
（1）利用時間等	P.4
（2）行為の禁止	P.6
（3）公平性の確保	P.7
4 業務の範囲・内容	P.7
（1）維持管理業務	P.7
（2）運営業務	P.9
（3）公園施設使用許可	P.10
（4）利用料金等の徴収・収受	P.10
（5）団体の事務局補助事業	P.11
（6）市民団体の活動への協力	P.12
（7）事業計画及び事業報告	P.12
（8）モニタリング・実績評価	P.12
（9）その他公園の維持管理・運営	P.12
5 自主事業	P.13
6 運営組織	P.13
7 その他	P.13
（1）各種規定・要項の整備	P.13
（2）その他	P.13
別紙図書	大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者管理区域図 各公園のゾーニング図 公園管理運営業務数量表 大野極楽寺公園管理棟貸与備品一覧表

大野極楽寺公園ほか2公園管理運営業務仕様書

I 管理運営の方針

(1) 基本方針

大野極楽寺公園、光明寺公園及び木曽川沿川緑地は、本市における豊かな自然環境を有する木曽川の河川敷に位置し、隣接する国営木曽三川公園三派川地区センター（138タワーパーク）とともに一宮市の観光、レクリエーションの拠点として位置づけられている。

これら公園の維持管理運営については、緑豊かな木曽川の景観を活かした魅力ある風景の公園づくりを目指すとともに、国営公園を含めた区域全体でのスケールメリットを生かした利用促進やレンタサイクル・バーベキュー広場の有効利用などにより、四季を通じて誰もが心地よく過ごせる公園づくりを基本方針とする。

(2) 大野極楽寺公園管理の方針

大野極楽寺公園の管理については、ゾーン毎のコンセプトに沿って行うものとする。なお、サイクリングロードは、利用者が四季を感じサイクリングやジョギング、散策等を安全に楽しめる空間とする。（ゾーニングについては、別紙「大野極楽寺公園ゾーニング図」のとおり）

- A エントランスゾーン： 本公園の玄関として、利用者が気持ちよく利用できる空間とする。また、「多目的広場」は、各種スポーツを初め、イベント開催会場、臨時駐車場としての役割を持つ空間とする。また、「バーベキュー広場」の利用にも供する空間とする。
- B 野球場： 野球等のスポーツの利用に供する空間とする。
- C 花のゾーン： 四季折々の花を楽しむ空間とする。また、「わんわん広場（ドックラン施設）」の利用にも供する空間とする。また、ペットと共に楽しめる新設キャンプサイト（キャンプサイトB）の利用にも供する空間とする。
- D 鳥のゾーン： 「野鳥園」は現況の自然を保全し、また有効活用する。また、「野鳥の池」や「流れ」は自然の大切さを学べる環境学習の場とする。また、「流れ」を見下ろせる木立の中の新設キャンプサイト（キャンプサイトA）の利用にも供する空間とする。
- E 風のゾーン： 本公園における動のゾーンとして位置づけ、「芝生広場」は遊具の利用やグラウンドゴルフ等の利用に供する空間とする。また、「市民の森」は、管理上支障にならない範囲で自然を活かした空間とする。
- F 月のゾーン： 「桜の園」として、主に花見や散策等を目的とした空間とする。

(3) 光明寺公園管理の方針

光明寺公園の管理については、「球技場」、「総合体育館」の管理者等と連携し、その施設等の目的にあった管理を行うものとする。なお、サイクリングロードは、利用者が四季を感じサイクリングやジョギング、散策等を安全に楽しめる空間とする。（ゾーニングの位置については、

別紙「光明寺公園ゾーニング図」のとおり)

- A 球技場周辺 : 主に「球技場」の利用者が快適に利用できる空間とする。
- B 総合体育館周辺: 主に「総合体育館」の利用者が快適に利用できる空間とする。
- C 東駐車場周辺 : 光明寺公園(各施設を含む)の利用及びI38タワーパークの利用に供する駐車場とする。
- D I38タワーパーク南: サイクリングロードを介し、光明寺公園、I38タワーパーク、大野極楽寺公園をつなぐ空間とする。

(4) 木曽川沿川緑地管理の方針

木曽川沿川緑地の管理については、サイクリングやウォーキングイベントが催され、利用者がサイクリング、散策やランニングを楽しめる空間とする。(ゾーニングの位置については、別紙「木曽川沿川緑地ゾーニング図」のとおり)

2 管理の区域

管理の区域は、別紙「大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者管理区域図」のとおりとする。

施設名称: 大野極楽寺公園(一宮市浅井町河田、大野、極楽寺地内)

光明寺公園(一宮市光明寺、更屋敷、北方町北方地内)

木曽川沿川緑地の一部

(一宮市浅井町黒岩地内から木曽川町里小牧地内まで。(北方広場等を含む))

3 管理の基準

(1) 利用時間等

①大野極楽寺公園管理棟の利用期間・利用時間

イベント等の対応を除き、原則次のとおりとする。

大野極楽寺公園管理棟	次に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。 (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる日を除く。 (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
------------	---

②有料施設の利用期間・利用時間

一宮市都市公園条例(以下「条例」という)に基づき、次のとおりとする。

大野極楽寺公園 (視聴覚室、研修室、バーベキュー広場及び自転車)	次に掲げる日を除く日の午前9時から午後4時までとする。 (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる日を除く。 (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
---	---

※新設キャンプサイトについての記載は、詳細が決まり次第、条例改正を予定

③入園口等の開閉時間

開閉時間は、イベント等の対応を除き、原則次のとおりとする。

公園名：大野極楽寺公園 場所：①「第1駐車場」出入口 ②「第2駐車場」出入口 合計2箇所	有料施設の休館日にかかわらず開閉時間等は以下とする。 (1) 午前5時30分に開門する。 (2) 3月から10月までは午後8時、11月から2月までは午後7時に閉門する。
公園名：光明寺公園 場所：①「西」出口 ②「西」入口 ③「中央(中)」出入口 ④「中央(西)」出入口 ⑤「中央(東)」出入口 ⑥「東ロータリー」出口 ⑦「東」出口 ⑧「東」入口 ⑨「I38連絡」出口 ⑩「I38連絡」入口 合計10箇所	I38タワーパークの休園日及び総合体育館の営業時間等を考慮し、開閉時間等は以下とする。 (1) 開門時間は、(2)を除き、午前8時とする。ただし、1月1日は午前5時とする。 (2) I38タワーパークの休園日には、①②③④⑤⑦⑧を開門状態に、⑨⑩は閉門状態にする。⑥は、当面、常時開門とする。 ※I38タワーパークの休園日は8月及び12月の第2月曜日を除く毎月第2月曜日(ただし、その日が祝祭日に当たる場合は、その翌日)。 (3) ③⑤⑦⑧を除く閉門時間は、次の(4)(5)を除き午後5時とする。 (4) I38タワーパーク夏期夜間開園及び冬期イルミネーションイベント開催期間中の平日の閉門時間は午後9時までとする。 (5) 冬期イルミネーションイベント開催期間中の土・日曜日及び休日の閉門時間は、午後10時とする。 (6) ③の閉門は、総合体育館管理者が行うため、次の(7)を除き閉門しない。 (7) 総合体育館の休館日には、その他の出入口と同様の閉門時間とする。 ※総合体育館の休館日は、毎月第1・3水曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。 (8)その他 ・案内看板差し替え：I38タワーパークが休園の時は「通り抜けできないことを案内する看板」に差し替えること。(3箇所) ・案内看板差し通行止めするバリケードの設置：I38タワーパークが休園の時は東駐車場付近(2箇所) ・総合体育館利用の前延長時の③の開門は、総合体育館管理者が行う。 ・総合体育館周辺駐車場の開閉業務：高架下駐車場、体育館東駐車場については、総合体育館管理者が行う。 ・球技場周辺「西駐車場」の開閉は、球技場管理者が行う。

なお、入園口等開閉の実施にあたっては、各施設の営業日等が異なるため、総合体育館管理者、球技場管理者、I38タワーパーク管理者、名鉄バス(株)一宮営業所と十分に協議の上行うこと。

参考 (抜粋) 一宮市総合体育館の管理・運営方法 取扱書 H25.7 一宮市教育委員会

○園内通路の門扉開閉

光明寺公園内（138タワーパーク含む）園路の門扉9箇所の開閉は、大野極楽寺公園指定管理者が業務として行う。

公園中央園路の門扉（「中央（中）」出入口）については、朝の開錠は公園指定管理者が行い、夜間の施錠は総合体育館指定管理者が行うこと。

ただし、体育館休館日については、公園指定管理者が施錠すること。

門扉の開閉時間

門扉	開門時間	閉門時間	
① 「西」出口	8:00	17:00	
② 「西」入口	8:30	17:00	
③ 「中央（中）」出入口	7:30	21:30	休館日は19:40閉門
④ 「中央（西）」出入口	8:00	17:00	
⑤ 「中央（東）」出入口	7:30	19:40	
⑥ 「東ロータリー」出口	8:00	17:00	
⑦ 「東」出口	8:00	17:00	
⑧ 「東」入口	7:30	19:40	
⑨ 「138連絡」出口	8:00	17:00	
⑩ 「138連絡」入口	8:00	17:00	

※体育館の前延長時の門扉③の開門は、体育館で行うこと。

○駐車場管理業務

- 駐車場 1. 正面玄関前駐車場 37台（うち障害者用4台） 2. 高架下駐車場 163台（うち障害者用6台）
3. 臨時駐車場 約300台 4. 許可を受けて使用可能な駐車スペースとして河川敷500台

※1～3の駐車場が、総合体育館の専用管理となる。

○植栽管理

園路街路樹、南東樹林、猿尾堤高木、建物廻り樹木の剪定及び南側サイクリングロード沿いの除草は、公園緑地課の業務として行われるが、多目的室屋上緑化の芝生、臨時駐車場内、河川敷臨時駐車場、正面玄関前のエドヒガン桜周りの雑草等の管理は、指定管理者業務として行うこと。

多目的室屋上緑化の芝生管理は、自動給水装置により管理すること。

エントランス駐車場内のエドヒガン桜は、体育館のシンボルとして位置付けられ、平成27年度までは、一宮市教育委員会指定の樹木医による管理を要すること。

なお、平成28年度以降は、エドヒガン桜の管理及びエドヒガン桜周りの雑草等の管理は、公園緑地課の業務として行うこと。

(2) 行為の禁止

指定管理者は、条例第4条第4項の規定による、下記の行為を行う者に対しては、ただちに行為を中止するよう指導するとともに、市へ報告すること。なお、許可を受けている者などが行う場合はこの限りではない。

- ①都市公園の土地又は物件を損傷し、又は汚損すること。
- ②竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ③土地の形質を変更すること。
- ④鳥獣又は魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ⑤はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ⑥立入禁止区域に立ち入ること。
- ⑦指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- ⑧指定された場所以外の場所でたき火又は野営をすること。
- ⑨都市公園施設をその用途以外に使用すること。
- ⑩都市公園の管理に支障がある行為をすること。

(3) 公平性の確保

大野極楽寺公園、光明寺公園、木曽川沿川緑地の一部の管理運営にあたっては、市民の公平な利用を確保すること。

4 業務の範囲・内容

指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の範囲・内容については、別紙「公園管理運営業務数量表」を標準とするが、実施においては、公園利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう留意し、指定管理者がその都度判断するものとする。

(1) 維持管理業務

①植物管理

大野極楽寺公園、光明寺公園、木曽川沿川緑地の管理方針に沿った植物管理を行うことを基本とする。芝生帯、樹木については、各区域の利用実態及び修景性に応じた管理を行うこと。樹木、草花については、光、水などの外的諸条件に対する植物本来の好適環境や育成特性を考慮し、良好に生育できるよう管理すること。特に樹木については、入口周辺を除き、公園利用に支障のない限りは自然樹形による樹形形成、添景木を目標として管理すること。植物管理全般において、メリハリをつけた管理を行い管理費用の縮減に努めること。

なお、各公園のゾーン毎に樹木管理図及び樹木台帳を作成し、年度毎に樹勢等の記録をすること。

（主な管理業務内容）

芝生管理：芝刈工、目土工、施肥工、除草工等

樹木管理：剪定工、病虫害防除工、灌水工等

草花管理：花植替工、施肥工、病虫害防除工等

②建物・工作物の維持管理及び小規模な修繕

各施設とも、所要の目的が果たされるよう適宜保守点検を行い、利用に支障をきたさないよう維持管理及び補修を行うこと。電気、上水道、污水施設及び機械設備については、常に適正な状態にあるよう保守管理を行うこと。消防設備、電気設備等について法令に基づく点検が必要なものについては適正に行うこと。建物・工作物等の修理が必要な場合、リスク分担表に基づき小規模な修繕の場合については、指定管理者が修繕を行うこと。ただし、大規模な修繕で指定管理者が行うことが困難な場合については、市と協議すること。

なお、照明灯の灯具については、2026年度から市負担でLED灯に交換を予定している。

（主な対象施設）

大野極楽寺公園管理棟、レンタサイクル棟、トイレ建屋、消防設備、電気設備、遊具、給水設備、污水設備、放送設備、電話設備、空調設備等

③備品管理

施設利用者が利用する備品については、日常的に点検し、不具合により事故が起きないよ

う管理すること。なお、市が支払う指定管理料で備品を購入した場合、その備品は市に帰属するものとする。

備品の管理については、市の基準に準じて指定管理者は備品台帳を作成し、適切に管理すること。なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変える事なく使用に耐える物品をいう。（別紙「大野極楽寺公園管理棟貸与備品一覧表」のとおり）

④清掃

公園内の各施設等について、良好な衛生環境と美観を維持し、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、清掃業務を行うこと。なお、来園者に対してはゴミの持ち帰りを指導し、公園の美化を推進するよう努めること。

- ・園地清掃は、定期的に行い、良好な衛生環境と美観を維持すること。
- ・入園口周辺や駐車場、トイレなど公園利用者の利用頻度の高い施設については、日常的に清掃を行い、清潔な状態を保つとともに、消耗品は常に補充された状態に保つこと。
- ・空調施設、機械施設、電気施設など日常的な清掃が困難な施設については、年間計画を立てて定期的に清掃を行うこと。

⑤警備

園内の警備、巡視を行い、利用者の安全を確保するとともに、定期的に訓練を行い、常に緊急事態に対応できる体制づくりに努めること。

- ・公園内の警備、巡視を必要に応じて行い、施設の保安を適切に行うこと。
- ・公園利用者の車両の誘導及び規制を必要に応じて行うこと。
- ・事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、ただちに市に連絡すること。
- ・事故、災害等により負傷者が発生した場合は、救護活動を行うこと。また、必要に応じて負傷者を病院に搬送するなど適切な対応をすること。
- ・定期的に訓練を行うなど、常に緊急事態に対応できるよう努めること。

⑥その他

1) 上下水道部所管施設：

大野極楽寺公園内の「風のゾーン」及び「野鳥園」の区域には、市上下水道部所管の施設（水源井戸等）があるため、フェンス内には、立入り等しないこと。また、「野鳥園」内での作業・行事等や「風のゾーン」、「野鳥園」内で掘削等土地の形状変更や植物への施肥等、水源に影響があると思われることを施行する場合は、事前に市公園緑地課と調整を行い、市水道事業等管理者の了承を得ること。

2) 自然環境再生事業：

大野極楽寺公園内の「野鳥園」及び「野鳥の池」、「ホタル川」周辺では、環境ボランティア「一宮平成ホタルの会」が活動を行っているので協働し、「ホタルも生息できる環境づくり」に努め、また、環境ボランティア「私たちの庭の会」がエントランスの花壇や苗圃にある堆肥置場で活動を行っているので協働し、「花のある環境にやさしい街づくり」に努めること。

3) 名勝及び天然記念物木曽川堤（サクラ）：

大野極楽寺公園及び光明寺公園の南法面（サイクリングロード南御囲堤法面）には、名勝及び天然記念物木曽川堤（サクラ）が既存しているため、これに影響を与えないよう十分に注意すること。影響を与える可能性がある行為を行う場合は、事前に市公園緑地課と調整を行い、市博物館と協議の上、その指示に従うこと。

4) 自転車道・遊歩道：

巡視を必要に応じて行い、自転車・歩行者の利用指導をすること。

5) 害獣・害虫駆除：

園内は、多種多様な生物の生息空間として管理しているが、公園利用者に危害を加える害獣・害虫については、関係法令を遵守し駆除すること。（管理除外区域を除く）

6) わんわん広場（ドックラン施設）：

開放感のある空間で遊べるドッグランの需要の高まりを踏まえ、指定管理者は、ドッグランの運営管理を行うものとする。運営にあたっては、利用者の登録を行うとともに、利用者間のトラブルが発生しないように努めるものとする。

7) 新設キャンプサイト：

自然体験学習の場として、子供たちの成長を促すと共に、市民のレクリエーション、地域の振興を目的とし、キャンプサイトの開設を2026年4月に予定している。指定管理者は、この施設の運営管理を行うものとし、運営にあたっては、利用者の登録を行うとともに、利用者間のトラブルが発生しないように努めるものとする。なお、この新設キャンプサイトの仕様は、以下のとおりとする。また、営業内容、利用料等について、指定管理業務として、指定管理者が提案するものとする。

- サイト A 概要： 「流れ」を見下ろせる木立の中のキャンプサイト
- サイト B 概要： ペットと共に楽しめるキャンプサイト
- サイト位置： 別紙のとおり（サイト A：鳥のゾーン、サイト B：花のゾーン）
- 区画数： 計8区画（サイト A：5区画）、サイト B：3区画）
- サイト面積： 約150㎡/区画
- 営業内容： 未定
- 利用料： 未定

（2）運営業務

①利用者指導

公園利用の案内業務を行うほか、適正な公園利用を誘導するため、園内巡視を行い、利用者の安全を確保すること。

- ・公園利用者の要望、苦情等には適切に対応し、必要に応じ市に報告すること。
- ・拾得物については、管理棟で適正に保管し、持主が現れない場合には、所轄の警察署に届け出る等の対応を行うこと。また、国営公園や他の施設管理者等とも拾得物に関する情報共有を行うこと。

②利用促進

本公園は、本市におけるレクリエーションの拠点であるため、積極的な広報宣伝活動を実施し、また、イベント、行事等を企画・運営すること。

1) 広報活動

- ・必要に応じて、市広報誌への情報提供や大野極楽寺公園管理棟のウェブサイト、ソーシャルネットワーキングサービス等の更新を行うこと

2) イベント、行事等の開催について（自主事業）

指定管理者は、以下の自主事業を標準として行うこと。

- ・緑化工作教室 月1回程度
- ・その他指定管理者が必要と思われるイベント等 適宜

3) 公園施設の利用調整について

- ・大野極楽寺公園多目的広場 随時
- ・大野極楽寺公園風のゾーン芝生広場のグラウンドゴルフ公認コース 随時
- ・大野極楽寺公園視聴覚室・研修室・バーベキュー施設・貸自転車 随時
- ・わんわん広場（ドッグラン） 随時
- ・新設キャンプサイト 随時

4) 市関連イベント等への協力について

- ・市が主催、共催又は後援するイベント等には、協力すること。

(3) 公園施設使用許可

指定管理者は、次の使用許可を与える業務を行うこと。

①有料施設の使用許可

- ・視聴覚室 ・研修室 ・バーベキュー施設 ・貸自転車 ・新設キャンプサイト

②条例第4条に基づく使用許可

- ・業としての写真撮影又は映画撮影
- ・興行
- ・競技会、展示会、博覧会、音楽会その他これらに類する催し
- ・行商、募金その他これらに類する行為
- ・その他条例に基づく公園内行為

ただし、次のいずれかに該当する場合は、条例第10条に基づき使用の許可をしないこと。

- ・公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・政治活動、又は選挙活動を目的に使用するとき。
- ・宗教活動を目的に使用するとき。
- ・その他、管理上支障があると認めるとき。

(4) 利用料金等の徴収・収受

利用料金等の徴収業務は、次のとおり行うこと。ただし、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。なお、利用料金を指定管理者の収入として収受するものとする。

①有料施設を利用しようとする者については、条例第13条の2の規定に基づき条例別表第16

に掲げる額を上限として、徴収すること。なお、利用料金については、あらかじめ市長の承認を得て、定めなければならない。

条例別表第 16 は次表のとおり。なお、市は指定管理者が提案した貸自転車やバーベキュー炉等の利用料金の設定により条例改正を考慮する。また、新設キャンプサイトの利用料金等については、詳細が確定後、条例改正を行う。

区分		単位	利用料金の上限額
視聴覚室(50人用)		午前	1,500円
		午後	1,500円
研修室(50人用)		午前	1,500円
		午後	1,500円
バーベキュー広場	炉を使用せず、燃焼器具を持ち込む場合	持込みに係る燃焼器具1台1回につき	500円
	炉を使用する場合	1炉1回につき	1,000円
自転車	駆動補助機付自転車以外の自転車	1日1回につき	200円
	駆動補助機付自転車	1日1回につき	300円

備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後4時までをいう。

2 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれる。

②条例第 4 条に基づき使用の許可を得る者の内、下記区分を行う者について、条例第 13 条の 2 の規定に基づき条例別表第 15 に掲げる額を上限に徴収すること。なお、利用料金については、あらかじめ市長の承認を得て、定めなければならない。

条例別表第 15 は次表のとおり。

区分		単位	利用料金の上限額
都市公園内における行為	業として写真撮影を行う場合	1人 1日につき	750円
	業として映画撮影を行う場合	1件 1日につき	7,500円
	業として興業、競技会、展示会、博覧会、音楽会の催しその他これらに類するものを行う場合	1平方メートル 1日につき	11円

備考 1 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれる。

(5) 団体の事務局補助事務

指定管理者は、下記団体に関する事務局事務の補助を行うこと。

①一宮平成ホテルの会

一宮平成ホテルの会（以下「ホテルの会」という。）はホテルの飼育をとおして、ホテルも生息できる環境、自然がどうあるべきかを考え、私たちの身近な自然環境を改善、保全、活

用し、21世紀を担う子供たちとともに汗を流し、自然の不思議を知り、それを大切に守り育てていくこととともに、会員相互の親睦を図ることを目的としており、大野極楽寺公園野鳥園を拠点として活動している。

運営内容： 指定管理者は下記の事務等の補助を行う。

- ・総会・月例会の開催に関する調整、資料作成等
- ・市民参加イベント開催に関する調整、資料作成等
- ・他イベントへの出展に関する調整、資料作成等
- ・ホタルの会が活動する区域における環境改善活動への提案、協力等
- ・その他、市が必要と認める事務等

②私たちの庭の会

私たちの庭の会（以下「庭の会」という。）は、公園内等に設置された花壇のデザイン企画や植え込みを行い、その生育を管理し、花壇周辺の清掃を行うことにより、公園等を「地域市民の庭」として管理している。なお、花壇に使用した花苗等は抜き取った後、堆肥化、循環し、花のある環境にやさしい街づくりに貢献し、地域市民と会員相互の親睦を図ることを目的として、大野極楽寺公園苗圃で堆肥づくりを行っている。

運営内容： 指定管理者は下記の事務等の補助を行う。

- ・大野極楽寺公園苗圃で行っている堆肥づくり
- ・その他、市が必要と認める事務等

（６）市民団体の活動への協力

指定管理者は、管理の区域で活動する市民団体の活動に対し、活動内容を確認し、必要に応じ、市と連絡調整を行い、活動に協力すること。

（７）事業計画及び事業報告

指定管理者は、前年度の12月末までに次年度事業計画書及び収支予算書を作成し、市に提出すること。なお、作成にあたっては、市と調整すること。

指定管理者は、協定で定める中間報告及び事業報告を作成し、市へ提出すること。

（８）モニタリング・実績評価

指定管理者は、利用者モニタリング等を行い利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果について市に報告すること。

（９）その他公園の維持管理・運営

①関係機関との協議

指定管理者は、業務を遂行する上で必要に応じ、国営木曽三川公園三派川地区センター、市上下水道部（上水道整備課等）、市教育委員会（スポーツ課、教育指定管理課、博物館等）、光明寺公園球技場及び総合体育館指定管理者、その他関係機関と協議を行うこと。

②他の施設管理者との連絡調整

指定管理者は、管理区域を管理運営する上で、他の施設管理者で構成する連絡調整会議等

に出席し、連絡調整を行うこと。

5 自主事業

指定管理者は、上記に定める業務以外に施設の設置目的に反しない範囲で、円滑かつ効率的な運営のため、独自の発想やノウハウを活用した研修会・イベントなどの事業を実施することができる。実施については、市と協議を行い、承認を得ること。

なお、市が想定している自主事業は以下のとおりです。

- ①緑化工作教室の開催（自主事業として扱うが、月1回程度開催すること（指定管理費で事業費の一部を負担））
- ②研修会（自転車教室等）やイベント等の開催、他団体によるイベントの招致
- ③バーベキュー広場および新設キャンプサイトの運営に係るキャンプ用品の貸出、消耗品（炭、網等）や食材の販売及びサービス（火おこし等）の提供
- ④売店、自動販売機等の設置（設置許可が必要）
- ⑤キッチンカー等の利活用

6 運営組織

指定管理者は、業務を遂行するにあたって必要な職員を配置すること。なお、組織体制や職員数は指定管理者の判断で決めることとする。

7 その他

（1）各種規定・要項の整備

指定管理者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策のほか、施設の管理運営に係る各種規定・要項等を作成すること。また、作成にあたっては、事前に市に協議すること。

（2）その他

本管理運営業務仕様書に規定するもののほか、業務内容及び処理について疑義が生じたとき、又は本管理運営業務仕様書に定めのない事項については、市と協議のうえ、これを定める。

以上